

## 身体的拘束最小化のための指針

### 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束とは、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解するとともに、身体的拘束を最小化する体制を整備する。また、患者の人権を尊重するとともに、拘束廃止に向けた意識を持ち緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護サービスの充実に努める。

### 2. 基本方針

#### 1) 身体的拘束の定義

身体拘束とは、抑制等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

- (1) 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを綱（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

（「身体拘束ゼロへの手引き」より抜粋）

#### 2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者または他の患者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体的拘束を認める。これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たしており、かつ患者や家族（同意者）の同意を得て、拘束実施予測期間を明確にし、漠然と継続せずに日々拘束を外す検討を行う。

### 【3つの要件について】

「**切迫性**」：患者本人または他の患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「**非代替性**」：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「**一時性**」：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体拘束マニュアル」に準ずる。

### 3) 身体的拘束の方法

- ① 四肢（上肢・下肢）拘束
- ② 体幹拘束
- ③ ミトン
- ④ 抑制着（つなぎ）
- ⑤ 車椅子拘束
- ⑥ 4点柵
- ⑦ 行動監視モニター（カメラ映像がある場合）
- ⑧ 行動抑制の目的の離床センサー

### 4) 身体的拘束の対象とはしない具体的な行為

- (1) 手術や処置中の落下防止目的のベルト固定
- (2) 治療目的のシーネやニーブレスによる固定
- (3) 自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト
- (4) 患者の予測出来ない行動を察知し行動の見守りをする目的の離床センサー
  - ① 赤外線センサー
  - ② クリップセンサー
  - ③ コールマット
  - ④ ベッド上（サイドコール・ベッドコール・ベッドすわるセンサー）
  - ⑤ 行動監視モニター（カメラ映像なしの場合）

\*但し、以下の場合、身体的拘束に準じた取り扱いとなる。

- (1) センサーにより、患者の行動を制限しベッドにとどめる場合。

### 5) 身体的拘束最小化へ取り組む姿勢

- (1) 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。
- (2) 身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。
- (3) 多職種によるカンファレンスを実施し身体的拘束の必要性や患者に適した用具で

あるか等进行评估する。

- (4) 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定め、アセスメントを行い、身体的拘束解除に向けて取り組む。
- (5) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。
  - ①活動性を高める
  - ②夜間睡眠の確保
  - ③オムツを使わない排泄ケアを目指す
  - ④精神・心理的な支援
  - ⑤ベッドに体幹や四肢を固定しないための工夫
  - ⑥転落しないための工夫
  - ⑦チューブ類を抜かれないための工夫
  - ⑧車椅子に固定しないための工夫
- (6) 身体的拘束には該当しない患者の身体又は衣類に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図とした使用は最小限とする。
- (7) 薬剤による行動の制限は身体的拘束には該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。

### 3. 身体的拘束最小化のための体制

#### 1) 身体的拘束最小化チームの設置

身体的拘束最小化を目的として身体的拘束最小化チームを設置する。

#### 2) 身体的拘束最小化チームの構成メンバー

専任の医師・看護師・薬剤師・リハビリ・事務・MSW

#### 3) チーム活動内容

- ① データを集積し身体的拘束の実施状況を院内で通知する。
- ② 身体的拘束実施事例を基に最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③ 定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- ④ 身体的拘束最小化のための職員研修を開催し記録する。
- ⑤ 事例検討会を開催する。

### 4. 身体的拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

- 1) 定期的な教育研修を年2回以上実施する。

### 5. 身体的拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

- ① 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを、多職種によるカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体的拘束の指示をする。
- ② 医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体的拘束開始の同意を得る。ただし、直ちに身体的拘束を要する切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後直ちに家族等に説明して同意を得る。  
説明内容：身体的拘束を必要とする理由  
身体的拘束の具体的な方法  
身体的拘束を行う時間・期間  
身体的拘束による合併症
- ③ 患者・家族等の同意を得られない場合は、身体的拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。
- ④ 身体的拘束中は身体的拘束の態様および期間、その際の患者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ⑤ 身体的拘束中は毎日、身体的拘束の早期解除に向け、多職種によるカンファレンスを実施する。カンファレンスでは、やむを得ず身体的拘束を行う3要件を踏まえ、継続の必要性を評価する。
- ⑥ 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体的拘束の継続または解除の有無を指示する。
- ⑦ 身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。

## 6. 多職種による安全な身体的拘束の実施および解除に向けた活動

患者が身体的拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体的拘束の実施、早期解除につながる。各職種は、身体的拘束における各々の役割を意識して患者にあたる。

### 附則

- この指針は、令和6年10月1日から施行する
- この指針は、令和7年11月21日から施行する
- この指針は、令和8年6月1日から施行する。